## 第二次下野市消費生活基本計画 (素案②) に係る主な修正点について (※ 素案② → 案)

第	9	音	基本的施策
ᄷ	~	ᆓ	75744111M1 M2

第2章 塞本的施泉 意見の概要	修正前	修正後	備考
1. 消費者の自立支援			
(1)消費者教育の推進			
ア 消費者教育の機会の充実			
	[P8:取組内容、担当課等]	[P7:取組内容、担当課等]	
取組内容⑥「地産地消の推進及び食育の	⑥地産地消の推進及び食育推進運動の実施	⑥地産地消及び食育の実施	
推進」の担当課等に「健康増進課」を加え	農政課、学校教育課	農政課、学校教育課、健康増進課	
た方が良い。		※ 取組内容は、広い意味合いの表現に修正	
		した。	
2. 消費生活の安全・安心の確保			
(1)身近な生活環境の安全・安心の確保			
イ 建物の安全性の確保			
	[P12:1行目]	[P11:1行目]	
「経年劣化により安全性が低下したり、	経年劣化により安全性が低下したり、安全	経年劣化や安全基準の改正等により、安全	
…」の文章が分かりづらいので、分かりや	基準の改正等により安全性の評価が低下す	性やその評価が低下することがあります。	
すく修正した方が良い。	ることがあります。		
3. 消費者被害の未然防止及び救済			
(2)消費者被害救済体制の強化			
ア消費生活相談体制の充実			
	[P17:担当課等]	[P16:担当課等]	
市の計画であることから、原則として、	⑥司法書士による無料法律相談	⑥司法書士による無料法律相談	
担当課等に市の担当課を入れた方が良い。	栃木県司法書士会	栃木県司法書士会、 <u>安全安心課</u>	
取組内容⑥「司法書士による無料法律相談			
の実施」についても、市の担当課を記載し			
た方が良い。			
(3) 高齢者等への消費生活に関する支援の			
強化			
イ 高齢者等への見守りの強化			
	[P19:「成年後見制度」注釈 4行目]	[P18:「成年後見制度」注釈 4行目]	
「制度を選ぶことができる」ではなく、	判断能力の程度など本人の事情に応じて	判断能力の程度など本人の事情に応じて <u>家</u>	
「家庭裁判所に申し立てをすることがで	制度を選ぶことができる。	<u>庭裁判所に申し立てをすることができる</u> 。	
きる」と改めた方が良い。また、「任意後			
見制度」についても、もう少し加筆した方			
が良い。			